

## デジタル臨時行政調査会（第 2 回）における意見

2021 年 12 月 22 日

宍戸 常寿

デジタル原則（案）及び改革の方向性に賛同するとともに、3 点コメントする<sup>1</sup>。

## 1. 「アジャイルガバナンス原則」について

私も関わっている経済産業省「Society5.0 における新たなガバナンスモデル検討会」の報告書 Ver2.0<sup>2</sup>で検討を進めてきたアジャイル型ガバナンスのモデルをデジタル改革の柱の一つ（原則②）として検討されていることに御礼を申し上げたい。同検討会の報告書 Ver1.0<sup>3</sup>は、デジタル社会のガバナンスの主体として、企業・政府と並んで「個人・コミュニティ」の重要性を強調してきたところである（次図）。デジタル改革が、個人・コミュニティのキャパシティ・ビルディングと実効的な参画を可能にして「新たな価値創出」に資するよう、今後の同原則の具体化の過程で注意されるべきであり、また、「デジタル田園都市国家構想」等の他の政府の検討においてもこの問題が主題化されるよう期待する。

<sup>1</sup> 2021 年 11 月に成立したドイツの新政権の連立協定” Mehr Fortschritt Wagen - Bündnis für Freiheit, Gerechtigkeit und Nachhaltigkeit”（「さらなる進歩を目指して－自由・正義・持続可能性のための連帯」 <https://www.spd.de/koalitionsvertrag2021/>）は全 177 頁の文書であるが、その第 2 章（16 頁）を「現代の国家、デジタル爆発とイノベーション」に当てて、次のような包括的な政策綱領を示している。これらの論点は、当調査会におけるデジタル改革・行政改革・規制改革の参考になり得るものと思われる。

①現代の国家と民主主義：行政の現代化、生き活きとした民主主義、透明性、連邦制、選挙法、計画・許可の迅速化

②デジタルイノベーションとデジタルインフラ：デジタル国家とデジタル行政、デジタルインフラ、デジタル市民権と IT セキュリティ、データ利用とデータ権、デジタル社会、主要なデジタルテクノロジー、デジタル化における持続可能性、デジタル経済

③イノベーション・学問・大学と研究：研究の将来戦略、イノベーションと移転、研究データ、大学・学問・研究の枠組条件、学問における労働条件、大学の国際協力、学問コミュニケーションと参加

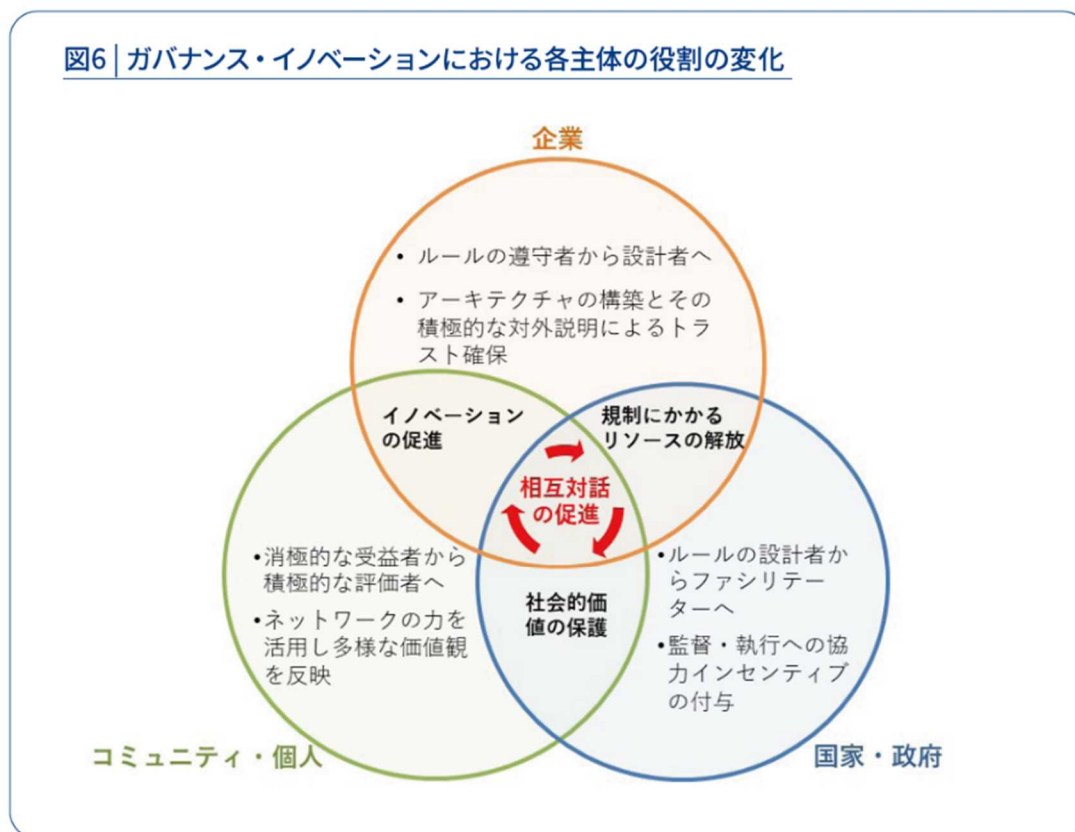
<sup>2</sup> 「GOVERNANCE INNOVATION Ver.2: アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて」報告書（2021 年 7 月）

<https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210730005/20210730005.html>

<sup>3</sup> 「GOVERNANCE INNOVATION： Society5.0 の実現に向けた法とアーキテクチャのり・デザイン」報告書（2020 年 7 月）

<https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200713001/20200713001.html>

図6 | ガバナンス・イノベーションにおける各主体の役割の変化



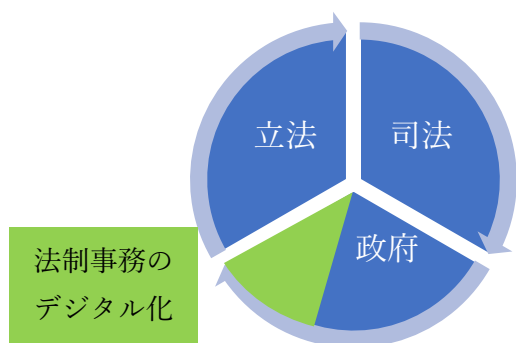
関連して、デジタル人材不足の解消が当調査会の論点とされているが、今後のデジタル社会においては属性・職業・専門分野・立場を問わず、すべての社会構成員が「デジタル社会人材」である。そのような観点から、デジタル社会における「学習権」（教育を受ける権利（憲法 26 条）の前提にあるとされる権利）の具体化として、全世代向けに、基礎的能力、応用・実用的能力、専門的能力それぞれを個人が選択して習得できる環境を国は整備すべきである。

## 2.法制事務のデジタル化について

アジャイルガバナンス原則を含むデジタル原則は、民間部門との関係では、企業等の適切な対応を引き出すため、適切な正負のインセンティブ設計が重要である。それは、標準化・共通化（点検の方向性⑤）、相互運用性（同④）、官民連携（同③）等のあらゆる場面で必要となるが、特に規制・政策目的の達成（同②）のためには、域外適用や課徴金・制裁金の実効性確保（同④-3）と、それに適合した行政の専門性向上や組織変革がインセンティブ設計の基礎として不可欠であり、このための組織法・手続法・作用法を横断した法制の見直しが必要と考えるべきである。

また、法制事務は政府内の法令案の作成過程にとどまらず、国会を含む立法過程、さらには司法作用を含む大きな法の生成・実現の過程の重要な一部を占めている（次図）。法制事務のデジタル化は、法の生成・実現の過程全体のデジタル化の起爆剤となることが期待され

る。この関連で、法制事務の便宜に資するとともに国民にとって使いやすいインターフェースを備えた、法令・告示・通達・ガイドライン等のデータベース構築を進めるとともに、国務を総理する内閣の立場で、デジタル社会における法の支配の発展のために、国会・裁判所等のデジタル化の取組を促し支援するよう期待する。



### 3.官民データの利活用の基盤・ルール整備及びEBPMについて

包括的データ戦略のもとで、デジタル庁においてデータ連携プラットフォームのあり方について検討が進み、また、東京都でも官民連携データプラットフォームのポリシー案が策定されている<sup>4</sup>。当初の目的とは異なる目的でのベースレジストリのデータ利活用促進については、法令上の根拠を整理し、必要な場合には規定を整備すべきである。また、今後、G2G、B2G、G2B等の様々なデータ連携を進めるに当たっては、個人データ・非個人データを問わず、リスクを評価しメリットとの適切な比較衡量を行い、目的達成との適合性・必要性を判断することを含めた、データガバナンス体制の整備がデータ利活用基盤の運営者を含む各主体に求められるので、既存の検討を踏まえつつルール整備を進めるべきである。

また、このようなデータ利活用の基盤及びデータガバナンス体制の構築は、イノベーションを支えるオープンサイエンスのためにも不可欠であり、学術・研究政策としても位置付けていくべきである。

政策形成・評価のデジタル化(EBPM)に向けて、データガバナンス・民間データの利活用に加えて、政府におけるデータ人材の確保・育成の取組強化、既存の公的統計の正確性確保を含む行政データの一層の活用を進めるべきである<sup>5</sup>。

以上

<sup>4</sup> 東京都官民連携データプラットフォーム ポリシー策定

[https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/society5.0/dpf\\_policy.html](https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/society5.0/dpf_policy.html)

<sup>5</sup> EBPM 推進委員会データ利活用ワーキンググループ「取りまとめ」

[http://kantei.go.jp/jp/singi/it2/ebpm/rikatsuyo\\_wg/pdf/torimatome.pdf](http://kantei.go.jp/jp/singi/it2/ebpm/rikatsuyo_wg/pdf/torimatome.pdf)